

午後十時より再び會見することとなつた。會見の内容は、會社側（岩成）、團員名簿の提出を求め、誠意ある意見の開陳を要求す、爭議團側（團長）、立石通譯個人の立場より名簿を提出し曩に要求したる十六ヶ條を示す。會社側、要求條項に觸れずして次の如き炭坑側の腹案を示す、

- 一、從來通復坑を許すもの
- 1 他人の勸誘に依り已むなく爭議に加入したりと認むるもの
- 2 其他炭坑に於て復歸差支なしと認むるもの
- 二、手當を支給し即時解雇するもの
- 今同整理の轉坑々夫にして解雇希望者
- 三、規則に依り解雇（不都合解雇）するも草鞋錢を給

するもの

檢束者にして復歸を許さざる者の内特に鑛業所の認定したるもの、

四、規則に依り解雇するもの（不都合解雇）

1 爭議團幹部

2 暴行を爲したるもの

3 爭議團加入を勸誘したるもの

4 其他炭坑に於て不都合と認めたるもの

爭議團側

右會社側の提案に對し難も檢束者の解雇と不都合解雇には應じ難きも一應歸團の上協議すべし。而して幹部と協議の結果は當初の要求通り主張することゝなり、要求條項の容認せられざる限り交渉の限りにあらずと回答し遂